

こちりハビリ訪問看護センター高槻
指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)運営規程

こちりハビリ訪問看護センター高槻運営規程

指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 Blooming Smile が設置するこちりハビリ訪問看護センター高槻（以下「センター」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、センターの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護運営の方針)

第2条 1 センターは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 センターは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 センターは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

4 前3項のほか、「高槻市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年高槻市条例第54号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

第3条 1 センターは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 センターは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 センターは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

4 前3項のほか、「高槻市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成24年高槻市条例第55号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 1 センターは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 センターは、訪問看護を提供するにあたっては、センターの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第5条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：こちりハビリ訪問看護センター高槻
- (2) 所在地：大阪府高槻市宮田町3丁目4-1 ホーミーレジデンス306

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、センターの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 3名以上（内管理者1名）
※常勤換算 2.5名以上（内1名は常勤とする。）
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 1名 ※必要に応じて雇用し配置する。
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第7条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日～1月3日は除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後6時30分までとする。
(サービス提供時間は午前9時00分から午後6時00分)

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第8条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕
 - ① 病状・障害の観察
 - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③ 食事および排泄等日常生活の世話
 - ④ 床ずれの予防・処置
 - ⑤ リハビリテーション
 - ⑥ 認知症患者の看護
 - ⑦ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑧ カテーテル等の管理
 - ⑨ その他の医師の指示による医療処置
- (3) 訪問看護報告書の作成

(訪問看護の提供方法)

第9条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がセンターに交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(利用料等)

第10条 1 センターは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の負担割合を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 センターは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
 - (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費 往復 500円

(通常業務を実施する地域)

第11条 センターが通常業務を行う地域は、高槻市、茨木市、島本町、摂津市とする。

(衛生管理)

第12条 1 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(相談・苦情対応)

第13条 1 センターは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
2 センターは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(緊急時等における対応方法)

第14条 1 センターは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2 センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
3 センターは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第15条 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
(1)虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
(2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
(3)その他虐待防止のための必要な措置
2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 1 センターは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
(1)採用後3ヶ月以内の初任研修
(2)年1回の業務研修
2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
3 センターは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から最低5年間保管するものとする。(医療及び特定療養費に係る療養に関する診療録、諸記録等は5年間保管とする)

(附則)

この規定は、平成27年7月1日から施行する。

(附則)

この規定は、平成31年1月1日から施行する。

(附則)

この規定は、令和3年6月1日から施行する。